

**行政に関する困りごとはありませんか？**  
～行政相談週間～

10月18日(月)から24日(日)までの1週間は「行政相談週間」です。

行政相談は、国の仕事やサービス、各種制度の手続などに関し、困っていることや要望したいことについて、行政相談委員が相談に応じ、その解決のお手伝いをするものです。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

◎ 相談日時および場所 ◎

10月21日(木) 午前10時～午後3時  
総合ケアセンター南三陸  
1階相談室

南三陸町担当行政相談委員



高橋才二郎さん  
(☎番所)



佐藤 和文さん  
(☎沼田)

☎ 総務課総務法令係 ☎46-1370

**南三陸町労働力確保対策事業補助金のお知らせ**

～労働者を確保したい事業者を応援!!～

町内中小企業者などが事業活動の維持と振興を図るため、労働力の確保対策に係る事業に対し、補助金を支給します。

●対象者

- 町内に事務所、店舗または工場を有する中小企業者、小規模事業者
- 町内に福祉施設などを有する医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人

●補助対象経費

労働力確保対策事業に係る経費（求人サイトおよび広告掲載料、求人パンフレットなどの印刷製本費、求人看板製作・設置費用など）

●補助限度額 30万円

●補助率 補助対象経費の1/2

●補助事業実施期間 交付決定後から令和4年3月25日まで

☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

**毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」**

～10月11日は「犯罪の防止に向けた活動を行う日」です～

10月11日から20日は全国地域安全運動が実施されます。

**10月11日は国の「安全・安心なまちづくりの日」です。**

全国地域安全運動は、防犯協会をはじめとする地域安全に関する機関、団体、そして警察が期間を定め、地域安全運動をさらに強化するとともに、安心して暮らせる美しい地域社会の実現を図ることを目的に、昭和52年より毎年開催している運動です。平成17年には、各地域における取組意欲をさらに高めるため、10月11日が国の「安全・安心なまちづくりの日」と定められました。

**子どもを犯罪から守りましょう！**

子どもが巻き込まれる痛ましい事件が相次いで起きています。

子どもを取り巻く環境が変わってきている中で、今の時代にあった安全対策が必要です。子どもを守るもつとも影響力の大きい人は、誰よりも親であるという意識を持って「うちの子は大丈夫」という根拠のない思い込みがないか、もう一度安全対策を見直してみましょう。

**防犯チェックポイント**

- ◆知らない人にはついていかない
- ◆一人で遊ばない
- ◆外に出掛ける時は、お家の人に
  - 誰と、どこで遊ぶか（勉強するかなど）
  - 何時頃帰ってくるかを言って出かける
- ◆連れていかれそうになったら大声で「助けてー！」と叫ぶ



日頃から「話す、聞く」を習慣づけ、子どもの様子をよく見て普段と異なるときは優しく声をかけてあげましょう。

☎ 総務課危機対策係 ☎46-1376

**町職員採用試験（単純労務職）のお知らせ**

町では、令和4年4月1日採用予定の職員を募集します。

●職種・採用予定人数

- 単純労務職（校務）2名
- 単純労務職（運転業務）1名

●受験資格

単純労務職（校務）昭和52年4月2日以降に生まれた人で、普通自動車運転免許（A T車限定は不可）を有する人または令和4年3月31日までに取得する見込みの人

単純労務職（運転業務）昭和52年4月2日以降に生まれた人で、普通自動車運転免許（A T車限定は不可）を取得してから運転の経験が10年以上あり、かつ、過去5年間、運転免許の停止または取消処分を受けたことがない人

※これらのほかにも資格があります。詳しくは、受験案内または町のホームページでご確認ください。

●試験方法

- 第1次試験 書類選考
- 第2次試験 面接

※第2次試験の日程などは、第1次試験合格者に通知します。

●受付期間

10月4日(月)～29日(金)

●申込方法

総務課および歌津総合支所に備え付けの受験案内をご確認のうえ、必要な書類を総務課人事係まで直接持参するか郵送してください。なお、単純労務職（運転業務）を受験する人には、受験申込時に過去5年間の運転記録証明書をご提出いただきます。取得までに時間を要しますので、ご注意願います。

※郵送の場合は、10月29日(金)必着

※提出書類（運転記録証明書を除く）は、町のホームページからダウンロードすることができます。

●問い合わせ・申し込み

総務課人事係  
〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地  
☎46-1370

**南三陸町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第10期・第11期・第12期）の申請受付中**

宮城県の協力要請に応じて、8月20日(金)午後8時から27日(金)午前5時まで、8月27日(金)午後8時から9月13日(月)午前5時までおよび9月13日(月)午後8時から10月1日(金)午前5時までの営業時間の短縮に、全面的にご協力いただいた事業者を対象に協力金を支給します。

**1 支給金額**

1 事業所 1日あたり

- ①2.5万円～7.5万円（8月20日(金)から26日(木)まで営業時間の短縮にご協力いただいた場合）
- ②4万円～10万円（8月27日(金)から9月12日(日)まで営業時間の短縮にご協力いただいた場合）
- ③2.5万円～7.5万円（9月13日(月)から30日(木)まで営業時間の短縮にご協力いただいた場合）

**2 申請書類**

- ①支給申請書
- ②協力要請期間前の営業実態が確認できる書類（営業許可証、確定申告書など）の写し
- ③協力要請期間における感染防止対策を実施していることがわかる書類（休業または営業時間もしくは酒類提供時間の短縮を告知するチラシ・ポスターなど）の写し
- ④当該期間および前年の当該期間の売上台帳の写し
- ⑤誓約書
- ⑥本人確認書類（運転免許証、パスポート、保険証など）の写し
- ⑦通帳（振込先口座と口座名義が分かるもの）の写し
- ⑧売上情報シート

**3 申請窓口**

商工観光課  
(平日の午前9時から午後5時まで)

**4 申請締切**

10月29日(金)まで

①、⑤、⑧の様式は、町のホームページからダウンロードできるほか、申請窓口にも備えてあります。

☎ 商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385